独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。 -)がコンサルタント等との 業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争(プロポーザル方式)を採用しま

す。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日(小規 模と位置付けられている案件については、原則本日)から配布しますので、応募 のためのブロボーザル作成に当たっては、 同業務指示書に基づき、 当機構ホーム ページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部 (Tel:03-5226-6612、6613) あてにお願いし

ます。

注)本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダ ウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報> お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契 約】」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410 01.html)を参 照願います。

2013年5月1日

独立行政法人国際協力機構 契約担当役 小寺 清

【1.プロポーザル提出の資格】 以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。 プロポーザル提出の有資格者(共同企業体を編成する場合の構成員を含む)は、平成25・26・27年度全 省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。 資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

関係の詳細にプいては、当機柄ホームペーン・競争参加資格番貨」 (http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html)を参照願います。 会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、 更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。 また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年10月1日規程 (調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の 資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。 ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。 ・資格・財間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。

- ポーザルを受付けます
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続 きを進めます
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1.に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定 します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書(写)及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同(写)を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

生田っ」で四40010に1010に1010には、同笛写を振小原へにけて紀傳です。 また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、 その結果通知書(写)に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2~3 営業日で結果通知させていただいています。 なお、業市書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申 ままの異様ま(写)等を担三節います。

請書の受領書(写)等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ(http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html)をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3.情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コ

本公示により、プロポーリルを提出するコフリルタフト寺においては、その法人、個人、関係名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。 なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただき

ます。

「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づき、下記リンク 具体的には、 のとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html) また、下記(1)に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1)公表の対象となる契約相手方(共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。) 次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。 ア・当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長 相当職以上のは、役員のほか、投資等(注)として再続い取りていること。
- 相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること 注)役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や 業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。 イ.当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること (2)公表する情報 契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。 ア.対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 イ.契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高 ウ.契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合 エ.一者応札又は応募である場合はその旨 (3)当機構の役職員経験者の有無の確認日

- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
- 当該契約の締結日とします。
- (4)情報の提供
- 契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号:6 国名:ミャンマー 担当:産業開発・公共政策部

案件名:ミャンマー日本人材開発センタープロジェクト

1 契約予定期間:2013年7月上旬~2014年3月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

海外におけるビジネス研修の設計及び運営管理に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等 特になし。

4 今後の選定プロセス(予定)

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間:2013年5月15日から2013年5月17日17:00まで

受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。(冒頭留意事項2.参照)

(2) 業務指示書等ダウンロード期間:2013年5月15日から2013年5月20日23:59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出:2013年5月31日12:00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知 : 6月中旬

(5) 契約交涉 :6月中旬~6月下旬

5 業務の目的

ミャンマー国は、2011年3月の新政権後、国内の民主化及び市場経済化の動きに進展が見られ、持続的な経済発展が期待されている。近年の国内経済の発展を下支えしているのが全体企業数の約9割を占める中小零細企業であるが、その多くが伝統的経営(家族経営)手法を採っており、国内経済の発展に応じた 経営能力の強化・改善、市場ニーズに基づく企業経営の促進、更には、 急激な経済成長で必要となる高度かつ国際的な経営知識や技術ノウハウを有する人材の確保・育成が喫緊の課題となっている。

ミャンマーでは、政府関係省庁、業界団体、民間教育機関、民間企業、日系団体など複数の機関・団体が今後の経済の担い手となる産業人材の育成に取り組んでおり、技能訓練からビジネス経営等の分野に至るまで幅広い分野の研修が実施されている。しかし、その多くが一般的な教養や技術内容に集中している上に、講師不足及び時代遅れの教育資機材の問題から、教育の質的向上が課題として指摘されている。また、アカデミックと技術の両面において高度な研修プログラムを提供している団体はほぼ皆無に等しく、今後の工業の進展に伴う産業振興の過程で必要とされる中間管理職以上の企業経営層に対する人材が現状では極めて手薄な状態となっている。さらに、高い技術力と知識を必要とする即戦力人材の育成も十分とは言えず、技術者の全体的な能力の底上げも課題の一つである。

こうした背景のもと、現政権が推進する市場経済化政策を側面支援し、今後のミャンマー経済の発展を支える産業中核人材の育成を担うものとして、ミャンマー日本人材開発センター(MJC)プロジェクトの要請があり、2013年1月に、ミャンマー商業省及びミャンマー商工会議所連盟(UMFCCI)との間で、プロジェクト実施のための基本合意文書が締結されたところである。MJCは、当該プロジェクトの開始にあたり新設され、その主な活動であるビジネスコースでは日本型の経営・生産管理手法について教えるなど、独自のアプローチをとるものである。

本業務においては、ミャンマーにおいて必要とされる産業人材のニーズ調査を行うととともに、それに基づきMJCで提供すべきビジネスコースを設計し、当該設計に基づいて試行的にビジネスコースを実施するものである。さらに、実施結果の分析を通じて試行実施の際の問題点を明らかにするととともに、今後のビジネスコース設計について提言を行う。

- 6 業務の範囲及び内容
- (1) 業務対象地域

ミャンマー全域

(2) 業務実施場所

ミャンマー日本人材開発センター(UMFCCI,ヤンゴン)

(3) 業務内容

ア ニーズ調査・分析の実施

- a.産業開発・民間セクター開発に関するミャンマー政府の政策・制度についての調査・分析
- b.ミャンマーにおける産業人材育成の現状と課題の調査・分析(産業人材育成機関の活動内容も含む)
- c.産業人材育成サービスに係る企業からのニーズと、他の産業人材育成機関が提供しているサービス(現在 UMFCCIおよび商業省貿易研修所(TTI)が提供しているものも含む)の現状とのギャップの把握及び分析
- d.上記a~cの調査・分析と、過去に実施した「ミャンマー国産業人材育成情報収集・確認調査」結果の相互分析によるニーズ把握

- イ ビジネスコースの設計
 - a.ニーズ調査・分析に基づく基本コンセプトの策定
 - コース構成(ビジネスセミナー、マネージャー向けコース、経営層向けコース等)
 - ビジネスコースのポジショニング (UMFCCIによる既存のビジネスコースやTTIの研修他、競合し得る人材育成機関との差別化要素等の決定や役割分担、連携の在り方)
 - b.コース概要の策定
 - -ターゲットとすべき受講者
 - -コース内容(目的、名称、対象受講者、受講者数、科目構成、講義内容、受講料)
 - -コースの実施時期
 - -講師の構成
 - c.講師の資格要件、採用方法等の策定
 - -資格要件
 - -講義方法
 - -講師の採用方法
 - -講師への報酬
 - d.受講者の選抜方法の策定
 - e.コース運営に係るMJCスタッフの支援体制の策定
- ウ ビジネスコースの試行実施
 - a.設計されたビジネスコースの試行
 - b.コース運営の改善に係る助言・指導、改善案の実施及び評価
 - c.MJCスタッフの支援体制に係る助言・指導、改善案の実施及び評価
 - d.次年度以降のコース運営についての方向性及び詳細内容の提言
- 7 成果品等
- (1) インセプションレポート (2013年8月上旬)
- (2) ファイナルレポート (2014年3月上旬)
- 8 主要な分野及び評価対象予定者
- (1)ビジネスコース運営管理(評価対象予定者)
- (2)ニーズ調査
- (3)コース設計 (評価対象予定者)
- (4)実施体制計画
- (5)講師(人材管理、マーケティング、財務・会計、生産・品質管理)
- 9 特記事項
- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・2012年3月から9月にかけて4回調査団を派遣し、「ミャンマー国産業人材育成情報収集・確認調査」を実施した。

注:本案件概要は予定段階のものですので詳細については変更される場合もあります。